

第10次岐阜県交通安全計画の概要

1 策定根拠

交通安全対策基本法第25条第1項において、都道府県交通安全対策会議は、国（中央交通安全対策会議）の作成する交通安全基本計画に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない旨が規定されている。

2 計画の期間

平成28年度～平成32年度の5年間

3 基本的考え方

本格的な人口減少と超高齢化社会の到来を迎え、真に「豊かで活力のある岐阜県」を構築していくためには、「安全で安心して暮らせる地域づくり」を実現することが極めて重要であり、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素である。

本計画では、“交通事故のない安全・安心な『清流の国ぎふ』”を実現するために、「人優先」の交通安全思想を基本とし、交通社会を構成する「人間」、「交通機関」、「交通環境」という3つの要素について、適切かつ効果的な施策を県民総ぐるみとなって推進することとしている。

具体的には、①道路交通環境の整備、②交通安全思想の普及徹底、③安全運転の確保、④車両の安全性の確保、⑤道路交通秩序の維持、⑥救助・救急活動の充実、⑦被害者支援の充実と推進という7本の柱により交通安全対策を実施する。

その際、次の2点を対策に係る視点として対策の推進を図る。

- ①交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象
 - ・高齢者と子供
 - ・歩行者と自転車
 - ・生活道路
- ②交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項
 - ・先端技術の活用
 - ・交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策
 - ・地域ぐるみの交通安全対策

4 数値目標

交通事故のない社会を実現することが究極の目標であるが、当面の目標として平成32年（第10次岐阜県交通安全計画期間の最終年）までに交通事故による年間の24時間死者数を80人以下、交通事故による死傷者数を9,000人以下にすることを目指す。

道路交通の安全

道路交通安全についての現状と今後の見通し

道路交通事故の現状と見通し

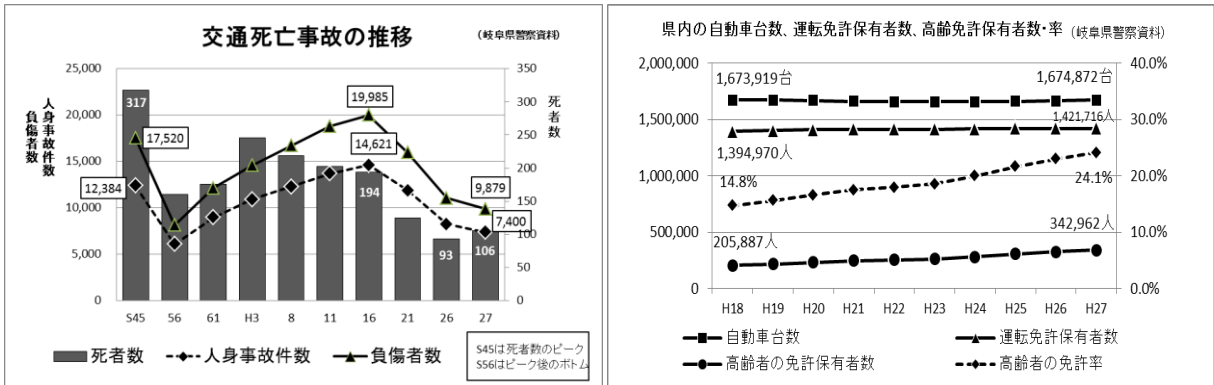
○道路交通事故の現状

県内の交通事故による24時間死者数は、昭和45年に317人を数えて以降、減少傾向に転じ、平成26年には93人となった。しかし、減少幅は縮小傾向にあり、死者数が減りにくい状況である。

○道路交通事故の見通し

運転免許保有者数は増加し、車両保有台数は減少する見込みである。

高齢化社会の進展に伴い、高齢の運転免許保有者は増加し、高齢者が関係する交通事故の増加が予想される。



道路交通安全対策を考える視点

○交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象

高齢者が交通事故死者数に占める割合が高いため、歩行者及び自転車利用者としての高齢者対策と自動車運転者としての高齢者対策をそれぞれ推進する。

子供の安全を確保する観点から、通学路等における歩道等の歩行空間の整備を積極的に推進する。

自動車や歩行者、自転車利用者の共存が図られるよう歩行空間や自転車の走行空間の確保を推進する。

○交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

安全運転義務違反に起因する死亡事故の割合が高くなってきているため、よりきめ細やかな対策を実施していく。

安全安心な交通社会を形成するため、地域住民が自らの問題として、積極的に参加する等の意識の醸成を図っていく。

交通安全計画における目標

平成32年（第10次岐阜県交通安全計画期間の最終年）までに交通事故による年間の24時間死者数を80人以下、交通事故による死傷者数を9,000人以下にする。

講じようとする施策

① 道路交通環境の整備

自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中心の「暮らしのみち」（生活道路）の機能分化を進め、暮らしのみちの安全の推進に取り組む。

- ・生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ・高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
- ・幹線道路における交通安全対策の推進
- ・交通安全施設等の整備事業の推進
- ・歩行者空間のバリアフリー化
- ・無電柱化の推進
- ・効果的な交通規制の推進
- ・自転車利用環境の総合的整備
- ・高度道路交通システムの活用
- ・交通需要マネジメント（TDM）の推進
- ・災害に備えた道路交通環境の整備
- ・総合的な駐車対策の推進
- ・道路交通情報の充実
- ・交通安全に寄与する道路交通環境の整備

② 交通安全思想の普及徹底

人間の成長過程に合わせ、交通安全を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促す。

- ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ・効果的な交通安全教育の推進
- ・交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ・交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- ・住民の参加・協働の推進

③ 安全運転の確保

運転者のみならず、運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実を図る。特に、高齢運転者に対する教育等の充実を図る。

- ・運転者教育等の充実
- ・運転免許制度の改善
- ・安全運転管理の推進
- ・事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
- ・交通労働災害の防止等
- ・道路交通に関連する情報の充実

講じようとする施策

④ 車両の安全性の確保

自動車の適切な保守管理を推進し、各車両の安全性の確保を図る。

- ・自動車の検査及び点検整備の充実
- ・自動車アセスメント情報の提供等
- ・安全に資する自動走行技術を含む先進安全自動車（ＡＳＶ）の普及の促進
- ・リコール制度の充実・強化
- ・自転車の安全性の確保

⑤ 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するために、道路交通秩序の維持を図る。

- ・交通の指導取締りの強化等
- ・交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
- ・暴走族等対策等の推進

⑥ 救助・救急活動の充実

道路上の交通事故に即応できるよう救急関係機関相互の連携を確保し、救命・救急体制等の整備を図る。

- ・救助・救急体制の整備
- ・救急医療体制の整備
- ・救急関係機関の協力関係の確保等

⑦ 被害者支援の充実と推進

犯罪被害者等基本法等の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

- ・自動車損害賠償保障制度の充実等
- ・損害賠償の請求についての援助等
- ・交通事故被害者支援の充実強化

鉄道交通の安全

鉄道事故の現状と交通安全対策の今後の方向

交通安全計画における目標

- 乗客・乗員の死者数ゼロを目指す。
- 運転事故件数の減少を目指す。

今後の鉄道交通安全対策を考える視点

県内では重大な鉄道の運転事故は発生していないが、一たび列車の衝突や脱線等が発生すると多数の死傷者が生じるおそれがあるため、総合的な視点から施策を推進するとともに、利用者等が関係する事故を防止するため、効果的な対策を講じる。

講じようとする施策

鉄道交通環境の整備

鉄道施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図ることにより、安全性の向上を推進する。

- ・ 鉄道施設等の安全性の向上
- ・ 運転保安設備等の整備

鉄道交通の安全に関する知識の普及

鉄道の安全に関する正しい知識の浸透を図る。

鉄道の安全な運行の確保

重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道事業者への保安監査等を実施する。

- ・ 保安監査の実施
- ・ 運転士の資質の保持
- ・ 安全上のトラブル情報の共有・活用
- ・ 気象情報等の充実
- ・ 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- ・ 運輸安全マネジメント評価の実施

救助・救急活動の充実

主要駅における防災訓練の充実や関係機関との連携強化を図る。

鉄道事故等の原因究明と再発防止

鉄道事故の原因究明を迅速に行い、調査結果を事業者へ情報提供して再発防止を図る。

踏切道における交通の安全

踏切事故の現状と交通安全対策の今後の方向

踏切事故の現状と交通安全対策の今後の方向

踏切事故は長期的には減少傾向にあるが、なお改良すべき踏切道が残されているため、引き続き、踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を推進することにより、踏切事故数ゼロを目指す。

講じようとする施策

踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速攻対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切遮断機、全方位型警報装置、障害物検知装置、警報時間制御装置等の事故防止効果の高い踏切保安設備等の整備を促進する。

踏切道の統廃合の促進

地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められる踏切道について、統廃合を促進する。

その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、透明性を保ちながら、各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。